



依リ繼承シタル場合ハ其ノ相續者ハ前項ノ規定ニ準シ届出ツヘシ  
興行場管理者ニシテ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊リ其ノ他不適任ト認ムル  
トキハ警察署長ニ於テ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 興行場ハ隨時検査ヲ行ヒ危險豫防又ハ公安衛生上其ノ他必要ト認ムル  
ルトキハ全部若ハ一部ノ改築修繕又ハ特別ノ施設ヲ命スルコトアルヘシ  
前項ノ場合ニ於テ其ノ完成ニ至ル迄興行場ノ使用ヲ停止若ハ制限スルコト  
アルヘシ

第八條 興行場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消シ又ハ使用  
ヲ禁止スルコトアルヘシ  
一 建設許可ヲ受ケタル日ヨリ六箇月以内ニ工事ニ着手セサルトキ  
二 落成期日ヲ経過シ尙竣工セサルトキ

第三條 第七條ノ命令ヲ履行セサルトキ  
四 六箇月以上休場シタルトキ

第九條 劇場及寄席ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ  
一 建物ノ前面ハ幅三間以上ノ道路ニ面シ兩側及後方ニハ各其ノ建物間口  
幅員ノ四分ノ一以上前方道路トノ間ニハ九尺以上ノ空地ヲ保存スルコ  
ト但シ防火壁ノ設備アルモノニ在リテハ建物周圍ノ空地幅員ヲ觀客定  
員五百人以下ノ劇場又ハ寄席ニ在リテハ前面道路ノ幅員及建物周圍ノ  
空地幅員ヲ斟酌スルコトアルヘシ

前號ノ空地ハ有效ニ之ヲ保存スヘシ  
木造建物ノ場合ニ在リテハ内外壁面及軒裏ヲ不燃質材料ヲ以テ構造又  
ハ被覆スルコト但シ内壁面ハ構造上斟酌スルコトアルヘシ  
建物ノ屋上ハ不燃質材料ヲ以テ被覆シ建物ノ總高サ五十尺以上ノモノ  
ニアリテハ避雷針ヲ設クヘシ

出入口非常口窓其ノ他ノ扉ハ何レモ外開キ又ハ引戸トシ尙建物ノ外面  
ニ設クル扉ハ隣接建物トノ距離四間半ニ充タサルトキハ不燃質材料ヲ  
以テ構造又ハ被覆スルコト

建物ノ前面ニハ内法幅七尺以上ノ通常出入口二箇以上ヲ設クルコト但  
シ觀客定員八百人以上ナルトキハ二百人ヲ増ス每ニ幅員一尺ヲ增加ス  
ルコト

階下客席ノ兩側ニ幅内法六尺以上高サ内法七尺以上ノ非常口各一箇以  
上ヲ設ケ觀客定員八百人以上ナルトキハ二百人ヲ増ス每ニ各一箇ヲ增  
設スルコト

樂屋ニハ直接外部ニ出入シ得ヘキ出入口及非常口ヲ各一箇所以上設ク  
ルコト

奈落及花道下通路ノ周圍及床ハ石又ハ煉瓦「コンクリート」(防水劑塗)  
其ノ他不滲透材料ヲ以テ築造スルコト

客席ニバ天井ヲ設クルコト  
九 八 七 六 五 四 三 二 一

前號ノ天井ハ客席一層ノモノニ在リテハ床上ヨリ高サ十尺以上ト爲シ  
客席二層以上ノモノニ在リテハ各八尺以上平場天井ハ最高客席天井ノ  
高サト同高ナ若ハ其レ以上ト爲スコト  
ト

一〇 客席ノ周圍天井屋根ニハ換氣採光ニ適當ナル窓及換氣孔ヲ設クルコ  
ト  
固ナル手摺ヲ設ケ其ノ前面ニ幅内法五寸以上ノ掃下ヲ設クルコト

一一 客席ニハ適當ノ通路ヲ設ケ且ツ左ノ制限ニ從フコト  
(イ)客席ハ男子席、女子席、家族席ニ區別シ見易キ場所ニ其ノ區別ヲ標  
示スルコト但シ興行ノ種類又ハ土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトア  
ルヘシ

(ロ)一人ノ座席ハ四、五平方尺以上トス但シ立見席ハ一坪十五人以下  
ノ割合トナスコト

(ハ)客席ニ椅子又ハ腰掛ヲ用ウルモノニ在リテハ椅子ハ一尺四寸平方  
以上トシ其ノ縦列間隔ハ一尺二寸以上横列間隔ハ各脚三寸六脚毎  
ニ二尺以上腰掛ハ幅一尺二寸以上長サ十尺以内トシ其縦列間隔ハ  
一尺二寸以上一人ニ對スル席ノ長サハ一尺四寸以上横列間隔ハ二  
尺以上ト爲スコト

一三 觀客用階段ノ構造ハ左ノ制限ニ從フコト

(イ)階段ハ各階ニ二箇以上トシ尙階上ノ三方ニ客席ヲ設クルトキハ  
別ニ建物ノ兩側ヨリ直接外方空地ニ逃脱シ得ル非常用階段二箇以  
上ヲ設クルコト但シ階上觀客ノ定員三百以下ノモノニ在リテハ非  
常用階段ヲ一箇ト爲スコトヲ得

(ロ)階段ノ幅員ハ階上觀客ノ定員五百人以下ノモノニ在リテハ幅内法  
四尺五寸以上トシ百人ヲ増ス每ニ三寸ヲ増加スルコト

(ハ)階段ノ踏面ハ蹴込寸法ヲ除キ八寸五分以上蹴上ヶ六寸五分以下ト  
スルコト

(ミ)階段數十五段ヲ越ユル場合ニ在リテハ中央ニ踊場ヲ設クルコト  
(ホ)階段昇降口及踊場ニハ階段ノ幅員以上ヲ一邊トセル正方形ヲ割入  
シ得ル面積ヲ存スルコト

(ヘ)階段ノ兩側ニハ堅牢ナル手摺ヲ設ケ幅内法六尺以上ノ階段ニ在リ  
テハ更ニ中央ニ手摺ヲ設クルコト

(ト)螺旋狀ノ階段ヲ設ケサルコト

一四 便所ハ場内ニ適當ニ配設シ左ノ制限ニ從フコト  
(イ)便所ハ場内ニ適當ニ配設シ左ノ制限ニ從フコト  
(ロ)小便所ノ内壁面ハ地上四尺以上ヲ石煉瓦「コンクリート」ノ類ヲ以  
テ構造シ尿溜ハ建物外ニ之ヲ設ケ毎室ニ臭氣拔筒ヲ設クルコト但  
シ階上ニ設クルモノニアリテハ臭氣拔筒ヲ除ク外構造ヲ斟酌スル

コトアルヘシ

(ハ)大便所ハ小便所ト各別ニ尿尿溜ヲ設ケ床ノ高サハ二尺以上トシ床下ニ屬スル部分ハ不滲透質材料ヲ以テ構造シ毎室ニ臭氣抜筒ヲ設

クルコト但シ階上ニ設クルモノニ在リテハ臭氣抜筒ヲ除ク外構造ヲ斟酌スルコトアルヘシ

(ニ)手洗器ハ流出装置アルモノヲ設備スルコト

(ホ)男女別ニ區割スルコト

(ヘ)藝人用ト觀客用トヲ各別ノ箇所ニ設クルコト

一五 浴場ノ流場下水ハ不滲透質材料ヲ以テ築造シ火焚場ノ内壁ハ不燃質

材料ニテ塗覆シ煙突ヲ設クルコト

一六 樂屋浴場及藝人ノ通路ハ客ノ往來スル場所又ハ客席ヨリ見透シ得サ

ル様構造スルコト

一七 燈火ハ電氣燈又ハ瓦斯燈ヲ用ヒ且ツ電氣又ハ瓦斯故障ノ場合ニ備フ

ル爲豫備燈ノ設備ヲ爲スコト但シ電氣燈又ハ瓦斯燈ノ設備ナキ地

方ニ在リテハ金屬製油壺ノ燈火ニ限リ代用スルコトヲ得

一八 観客定員五百人以上ノ劇場ニ在リテハ消防栓二箇以上ヲ設ケ其ノ他

ノ劇場及寄席ニ在リテハ一箇以上ヲ設クルコト

一九 消防上適當ナル器具ヲ設備スルコト

浴場火焚場其ノ他火氣ヲ取扱フ場所及火鉢煙草盆敷物其ノ他火災ノ

原因トナル虞アル物品ヲ藏置スル場所ハ不燃質材料ヲ以テ構造又ハ

被履スルコト

二一 座席ニ依ル興行場ニ在リテハ座席定員ニ相當スル下足取扱場ヲ設ク

ルコト

二二 場内適當ノ位置ニ警察官吏ノ臨監席ヲ設クルコト

第十條 活動寫眞館ノ構造設備ハ前條劇場ノ制限ニ依ル外左ノ制限ニ從フヘシ

一 映寫室ハ耐火構造トシ出入口窓映寫孔ニハ不燃質材料ヲ以テ構造又ハ

被覆シタル扉ヲ取付ケ非常ノ際密閉シ得ヘキ裝置ト爲スコト

二 映畫容器ハ不燃質物ヲ以テ構造スルコト

映寫室用燈火電氣燈ナルトキハ開閉器ハ室ノ外部ニ設ケ客席其ノ他ノ

開閉器ト電路ノ區分ヲ爲スコト

三 映寫室第一時活動寫眞興行場ニ充ソル場合ハ映寫室ハ鐵板又ハ亞

鉛鍍鐵板等ノ不燃質物ヲ以テ天井床及周圍ヲ被覆シ所轄警察署ニ届出

テ使用認可ヲ受クヘシ

第十一條 假設興行場ヲ建設セムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ

出願許可ヲ受クヘシ

一 住所氏名生年月日

二 興行ノ種別

建設ノ場所

構造仕様ノ大様

螢火ノ種類

第十二條 假設興行場ノ使用期間ハ二十日ヲ越ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事

情アル場合ハ警察署長ハ使用期間ノ延長ヲ許可スルコトアルヘシ

第十三條 左ノ各號ノ一二該當スルトキハ假設興行場ノ建設ヲ許可セナルコトアルヘシ

一 興行場ノ建設シアル府郡ニシテ假設興行場ヲ要セスト認ムルトキ

二 場所不適當ト認ムルトキ

三 其ノ他公害アリト認メタルトキ

第四條 假設興行場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

第一 用材ハ堅牢ナルモノヲ用ヒ客席ハ板張又ハ漆氣ノ侵サル裝置トシ其ノ上ニ疊又ハ席ヲ敷キ高機ヲ設クルトキハ高サ五尺以下トシ其ノ下ニ客席ヲ設ケサルコト

第二 客席ニハ適當ナル屋根覆ヲ設クルコト

第三 周圍ハ板、布又ハ席類ヲ以テ圍繞スルコト

第四 使所ハ藝人用ト觀客用トヲ別異ノ箇所ニ設ケ且ツ男女別トシ客席ニ遠

サカリタル場所ニ設ケ尿尿溜ハ不滲透質物ヲ使用スルコト但シ尿尿溜ニ付テハ土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトアルヘシ

第五 樂屋浴場等ハ客席ヨリ見透ササル様裝置スルコト

第六 燈火ハ油類ヲ使用スルトキハ適當ノ防火裝置ヲ爲スコト

第七 場内適當ノ場所ニ警察官吏ノ臨監席ヲ設クルコト

第八 前各號ノ外特ニ警察署ノ指示シタル事項

第十五條 假設興行場ハ使用期間經過後五日以内ニ取扱フヘシ

第十六條 興行場建設者ニシテ專屬ノ藝人若ハ活動寫眞說明業者其ノ他ノ使

用人ヲ雇入レタルトキハ本籍住所氏名生年月日(藝人ニシテ藝名アルモノハ其ノ藝名及履歷書活動寫眞說明業者ニ在リテハ免許證ノ寫ヲ添付シ)ヲ

五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ之ヲ解雇シ又ハ所在不明若ハ死亡シタルトキ亦同シ但シ此ノ場合ハ履歷書又ハ免許證寫ヲ添付ヲ要セス

藝人又ハ使用人ニシテ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ル虞アリト認メタルトキハ

所轄警察署ハ其ノ就業ヲ停止シ又ハ解雇ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 活動寫眞ノ說明ヲ業ト爲サムトスル者ハ本籍住所氏名生年月日及藝名アル者ハ藝名並履歷書ヲ具シ所轄警察署ヲ經由シ常廳ニ出願免許ヲ受

クヘシ

第十八條 說明業出願人ニシテ公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊リ其ノ他就業上不適

當ト認ムルトキハ免許セサルコトアルヘシ既ニ説明業ノ免許ヲ受ケタル者ト雖前項ニ該當セル者ト認ムルトキハ其ノ

業ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消スコトアルヘシ

第十九條

説明業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察署ヲ經由當廳ニ届出ツヘシ但シ廢業及本道外ニ轉居ノ場合ハ免許證ヲ返納シ第

一 號第二號ノ場合ハ書替又ハ再下付ヲ受クヘシ

一 免許證記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ

二 免許證ヲ毀損シ若ハ亡失シタルトキ

三 本道外ニ轉居シタルトキ

四 廉業シタルトキ

説明業者死亡又ハ行衛不明トナリタルトキハ戸主又ハ家族ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十條 演劇及活動寫眞ノ興行ニ使用スル演劇脚本又ハ「ファイルム」及「フ

イルム」説明書ハ所轄警察署ノ檢閱ヲ經タルモノニ非ラサレハ使用スルコトヲ得ス

第二十一條 演劇脚本又ハ「ファイルム」及「ファイルム」説明書ニシテ公安ヲ害シ風俗

ヲ紊ル虞アリト認ムルトキハ所轄警察署長ニ於テ其ノ使用ヲ禁止シ又ハ制

限スルコトアルヘシ

第二十二條 演劇脚本又ハ「ファイルム」及「ファイルム」説明書ノ檢閱ヲ受ケムト

具シ所轄警察署ニ届出ツヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ但シ

「ファイルム」ハ興行ノ前日迄ニ檢閱ヲ受クルコトヲ得

一 届出入住所氏名

二 演劇又ハ「ファイルム」題名(外國製ノモノハ其ノ原名及譯名)

脚本又ハ「ファイルム」ノ製造元

第三四三 脚本又ハ「ファイルム」説明書

シ 檢閱ノ上支障ナシト認メタルトキハ「ファイルム」ニ對シテハ檢閱證ヲ交

付シ脚本又ハ説明書ニ對シテハ其ノ正本ニ檢印ノ上之ヲ返付ス「ファイルム」

二十二條 檢閱證ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ五日以内ニ許可ヲ爲シタル官署ニ届出テ再下付ヲ受クヘシ

第二十三條 興行ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ出願許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 興行者住所氏名生年月日

二 興行ノ場所

三 興行ノ種別藝題脚本又ハ筋書若ハ説明書(活動寫眞興行ノ場合ハ「ファイルム」ノ檢閱證寫及「ファイルム」説明書)

四

興行ノ期間及開閉場ノ時間

有料無料ノ區別但シ有料ニ在リテハ其ノ料金額並種別

興行ニ火薬類其他爆發物品ヲ使用スルトキハ其ノ貯藏及使用方法

慈善金又ハ救濟金陳集ノ爲興行スルモノニ在リテハ其趣旨目的陳集ノ方法陳集金處分ノ方法及收支概算書

八 藝人ノ鑑札寫(專屬藝人ヲ除ク)

前項ノ興行ニシテ公安ヲ害シ風俗ヲ紊ル虞アリト認メタルトキハ警察署長ハ興行ヲ許可セサルコトアルヘシ

前項第七號ノ興行ヲ終リタルトキハ三日以内ニ收支決算書ヲ所轄警察署ニ差出スヘシ

第二十四條 興行時間ハ午前七時ヨリ午後十二時迄ノ間ニ於テ十二時間以内トス但シ公安又ハ衛生上必要ト認メタルトキハ更ニ時間ヲ制限シ又ハ一時

活動寫眞興行ニシテ同日内ニ二興行以上ヲ爲サムトスルトキハ一興行閉止後一時間以上ヲ經ルニ非ラサレハ次ノ興行ヲ爲スコトヲ得ス

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル興行ハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一 活動寫眞興行ニシテ反シ又ハ犯罪ノ方法手段ヲ誘致助成スル虞アルモノ

第二 猥褻又ハ慘酷ニ涉リ若ハ風教ヲ害スル虞アルモノ

第三 妄ニ時事ヲ諷刺シ又ハ政談ニ紛ハシキモノ

第四 民心ノ融和ヲ阻害スルノ虞アルモノ

第五 衛生上有害ト認メラルモノ

六 前各號ノ外公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アルモノ

前項各號ノ一ニ該當スルモノト認メタルトキハ興行ノ許可ヲ取消シ又ハ臨

監警察官吏ニ於テ其ノ興行ヲ停止若ハ制限スルコトアルヘシ

第二十六條 興行中ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 活動寫眞其他演劇ト雖觀客ノ容貌ヲ認識シ得ヘキ程度ノ不滅燈ヲ點ス

二 場内ハ清潔ニシ敷物ハ日光ニ曝シ便所ニハ時時防臭劑及消毒劑ヲ撒布

休憩時間中ハ窓其ノ他ノ扉ヲ適當ニ開放シ換氣採光ヲ爲スコト

非常口其ノ他ノ扉ハ容易ニ開放シ得ル様裝置シ非常口及通路益周囲ノ

空地ニ危険又ハ障害トナルヘキ物件ヲ置カサルコト

非常口及消防栓消火器ノ存置シアル箇所ニハ適當ノ標示ヲナシ夜間ハ赤色燈ヲ點スルコト

七 名義ノ如何ヲ問ハス許可、ナタ射俸ノ方法ヲ用ヒ若ハ藝名又ハ藝題ヲ詐

リ其ノ他詐欺的方法ニ依リ客ヲ誘引セサルコト

- 九 男女家族席ノ區別アルモノハ相互相犯サシメサルコト

一〇 客ヲ舞臺又ハ樂屋ニ入ラシメ又ハ藝人ヲ客席ニ入ラシメサルコト

一一 下足ヲ座席ニ持込マシメサルコト  
休憩時間ヲ除クノ外飲食物番付筋書等ノ販賣ヲ爲ス爲客席ヲ徘徊シ  
又ハ景物及廣告紙等ヲ觀客ニ配布セサルコト但シ木戸口ニ於テ爲ス  
モノハ此ノ限ニアラス

一二 臨監警察官吏ノ求メアリタルトキハ脚本説明書又ハ藝人鑑札等ヲ提  
示スルコト

一三 臨監警察官吏ノ求メアリタルトキハ脚本説明書又ハ藝人鑑札等ヲ提  
示スルコト

一四 火鉢煙草盆敷物其ノ他火災ノ原料トナル虞アル物品ハ興行閉止後火  
氣ナキヲ確メタル上各其ノ置場ニ藏置スルコト

一五 同一府而内ニ出火アルコトヲ知リタルトキハ直ニ場内見易キ場所ニ  
掲示スルコト

一六 其ノ他警察署ノ特ニ命シタル事項

第二十七條 活動寫眞興行ハ前條ノ外左記各項ヲ遵守スヘシ  
一 興行中ハ一時間ニ對シ五分以上ノ休憩時間ヲ置クコト

二 映寫室ニハ當該技術者ノ外出入セシメサルコト  
「ファイルム」ハ使用ノ都度回轉卷付ヲナシ容器ニ納ムルコト

三 映寫室ニハ作業上必要アル場合ノ外火氣其ノ他燃燒又ハ發火シ易キ物  
件ヲ持入ラサルコト

四 映寫室ニハ消火器ヲ備ヘ時時其ノ效力ヲ試験スルコト

五 入場料、席料其ノ他觀客ノ見易キ場所ニ左ノ事項ヲ掲示シ置クヘシ

第一二十九條 觀客ハ興行場内ニ在リテハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ  
一 男女家族席ノ區別ヲ遵守スルコト

二 放談高話喧噪シ又ハ濫リニ起立シ其ノ他他人ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ  
爲ササルコト

第三十條 樂屋ニ出入シ舞臺ニ上リ又ハ開演中花道ヲ徘徊セサルコト  
前項各號ニ該當シ又ハ甚シキ傳染性疾患者其ノ他他人ニ嫌惡ノ情ヲ惹起セ  
シムル者若ハ公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル虞アルトキハ警察官吏ニ於テ行動  
ヲ制限シ又ハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第三十一條 本則第十條第二項ノ興行場ニ在リテハ一箇月ヲ通シ十一日以上  
於ケル飲食物ノ販賣ヲ制限シ又ハ禁止スルコトアルヘシ

第三十二條 假設興行場ニ在リテハ四日以上ノ活動寫眞興行ヲ爲スコトヲ得ス但シ特別  
ノ事由ニ依リ所轄警察署長ノ認可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニアラス

第三十三條 興行場ニ看板又ハ廣告物ヲ建設セムトスルトキハ其ノ掲示ノ場

所及形狀ヲ具シ所轄警察署ヘ出願許可ヲ受クヘシ之レヲ變更セムトスルキ亦同シ看板又ハ廣告物ノ大サハ五尺平方以内トス

第二十二條　興行場ヲ他ノ集會等ニ使用セムトスルトキハ其ノ目的日時ヲ記シ  
關係者速署ノ上所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ

第三十回後 左ノ各號ノ一二該當ノルモノ、拘留又、科料ニ處ス

項第十七條第十九條第二十條第二十三條第二十四條第二十五條第一項  
第二十六條乃至第二十八條第三十一條第三十二條第三十三條ニ違反シ

タルモノ  
二 興行場ノ検査又ハ監督ヲ瓶ミ若ハ妨害シタル者

第六條第三項第七條第八條第十六條第二項第十八條第二項第二十條第  
二項第二十四條第一項且暨第二十五條第二項第二十九條第二項第三十

第三十五條　興行場ノ建設若又ノ興行ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ

適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條　興行場ノ建設者又ハ興行ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ代理人雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故

ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

第三十九條 治人ノ有表示其ノ能ノ特美有財ノノ美雅ニ關シ者則ニ適用シルトキハ其ノ謂則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人ト看做フ  
第三十八條 本則第二條第六條第十七條ニ依リ提出スヘキ書類ハ未成年者及

十五條第十七條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス  
附 則

第二十九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第十四章

第四十條 本則施行前ニ於ケル受外ノ興行場ノ本則ニ依ル時元受外ノモノト看做ス但シ建物ノ構造及設備ニ就キ本則ノ規定ニ適合セサルモノ

ニ對シ必要ト認ムルトキハ本則ノ規定ニ依リ變更ヲ命スルコトアルヘシ  
第四十一條 本則施行ノ際現ニ使用シ居ル専屬ノ藝人其ノ他ノ使用人ヲ引續

キ 使用セムトスルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第十六條ノ事項ヲ  
具シ所轄警察署ニ届出ツヘシ

第四十二條 本則施行ノ際現ニ活動寫眞ノ説明ヲ業トスルモノニシテ引頬キ

其ノ業ヲ爲サバノハ不貲施行ノ日三リ三十日以内ニ第十七條ノ事項ヲ具シ所轄警察署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ

第四十三條 本則施行前一箇年間ニ警察署ノ検閲ヲ經タル「ファイルム」ハ本則

ニ依リ検閲ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十四條 本則第九條及第十條ノ規定ハ當分ノ内平壤府鎮南浦府以外ニハ

適用セス

朝鮮總督府平安南道公示第八號

土地調査令ニ依リ調査及測量ヲ爲ササル左記地域内ノ林野及林野内ニ介在スル林野以外ノ土地ノ所有者及其ノ境界ハ大正七年五月制令第五號朝鮮林野調查令第八條及朝鮮林野調查令施行規則第十五條ニ依リ別冊林野調查書及林野圖ノ通查定ス此ノ查定ニ對シ不服アル者ハ朝鮮林野調查令第十一條及朝鮮林野調查令施行規則第十五條ノ規定ニ依リ公示期間滿了後六十日内ニ朝鮮總督府林野調查委員會ニ申立ツヘシ

但シ別冊林野調査書及林野圖ハ大正十一年三月一日ヨリ大正十一年三月三十日迄一般ノ縱覽ニ供スルヲ以テ土地所在ノ郡廳ニ就キ閲覽スヘシ

大正十一年二月二十八日

朝鮮總督府平安南道知事 篠田 治策

城

平安南道順天郡 北倉面、濟賚面、梧雲面、豐山面、仙沼面、慈山面、龍化面、厚灘面、舍人面、新倉面、蜜田面、鳳鳴面、聖山面、殷山面

但シ蜜田面月浦里、殷山面鶴泉里、仙沼面梧泉里、舍人面

石隅里、豐山面新岩里、慈山面龍岩里、仁豐里、松林里、青龍里、北倉面仁山里、龍岳里、新倉面新倉里ヲ除ク

## ○ 紂任及辭令

○大正十一年二月二十日

敍正七位

從七位	田中十三男
正八位勳八等	山内 喬壽
正八位勳八等	園部 弘一
勳八等	堀 德藏
勳八等	丸山 敬悟
勳八等	市川庄五郎
勳八等	布村政次郎
勳八等	古賀喜左一

(各通)

敍從七位

(各通)

勳八等	牛島 潤期	高野 寛
勳六等	林 金吾	小谷龜太郎
勳七等	高村 繁雄	河上 壽格
勳八等	大谷 巖夫	那須 辰夫

敍正八位

勳七等	牛島 潤期	高野 寛
勳八等	林 金吾	小谷龜太郎
勳八等	高村 繁雄	河上 壽格
勳八等	大谷 巖夫	那須 辰夫

(以上三十一回官報)

○大正十一年二月二十二日

咸興、元山、清州及忠州へ出張ヲ命ス 朝鮮總督府事務官 阿部 千一

○大正十一年二月二十四日

東京へ出張ヲ命ス

○大正十一年二月二十五日

出府ヲ命ス 朝鮮總督府稅關長 釜瀨 富太

慶尙南道へ出張ヲ命ス 朝鮮總督府水產試驗場技師 長友 寛

正 誤

大正十年十一月十七日本彌稻塚英太郎ノ敍任目附(大正九年十二月一日)ハ「大正十年一月一日」ニ今般更正セラル(二月二十三日官報)

## ○ 彙報

○官廳事項

官吏

○官吏發著

時實朝鮮總督府監察官 全羅南道へ出張ヲ命セラレ 一月二十五日出發

朝鮮總督府事務官 西崎 鶴司 東京へ出張ヲ命セラレ 二月二十四日出發

朝鮮總督府技師 永田光之助 忠淸南道管内へ出張中ノ處二月二十三日歸著セリ

中山大邱覆審法院長 管内安東義城ノ各支廳ニ出張ノ爲 二月二十三日出發

光州地方法院檢事 村上 清 管内羅州咸平靈光裡里金堤萬浦萬敵長城淳昌潭陽へ出

張中ノ處二月二十一日歸著